

事 務 連 絡 令和5年5月25日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の 一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国 民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管 課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

## 「別記」

公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本病院会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 日本精神科病院協会 一般社団法人 日本医療法人協会 公益社団法人 全国自治体病院協議会 一般社団法人 日本私立医科大学協会 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 一般社団法人 日本病院薬剤師会 公益社団法人 日本看護協会 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 公益財団法人 日本訪問看護財団 一般社団法人 日本慢性期医療協会 公益社団法人 国民健康保険中央会 公益財団法人 日本医療保険事務協会 独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部 国立研究開発法人 国立がん研究センター 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 独立行政法人 地域医療機能推進機構 独立行政法人 労働者健康安全機構 健康保険組合連合会 全国健康保険協会 社会保険診療報酬支払基金 各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所) 財務省主計局給与共済課 文部科学省高等教育局医学教育課 文部科学省初等中等教育局財務課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課 総務省自治行政局公務員部福利課 総務省自治財政局地域企業経営企画室 警察庁長官官房教養厚生課 防衛省人事教育局 大臣官房地方課 医政局医療経営支援課 保険局保険課 労働基準局補償課

労働基準局労災管理課

保医発 0 5 2 5 第 1 号 令和 5 年 5 月 2 5 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の 一部改正等について

標記について、令和5年5月25日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第15項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、これらの医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について
  - (1) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和元年9月3日付け保医発0903第1号)の記の4の(6)を次のように改める。
    - (6) ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び同 HI 点滴静注 1100mg/11mL
      - ① 発作性夜間ヘモグロビン尿症 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤は、フローサイトメトリー法等により、発作性夜間ヘモグロビン尿症と確定診断された患者に使用すること。」とされているので、発作性夜間ヘモグロビン尿症の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。
      - ② 非典型溶血性尿毒症症候群

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群の患者に使用すること。」とされているので、補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群以外の患者に投与しないこと。

③ 全身型重症筋無力症(免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法による症状の管理が困難な場合に限る)

本製剤の効能又は効果に関連する注意に次のように記載があるので、使用にあたっては十分留意すること。

ア本剤は、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者に投与すること。

- イ 本剤は、ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏効しない場合に、以下に示す患者への投与を考慮すること。
  - ・免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法を施行しても症状の管理 が困難な患者
  - ・合併症や副作用等により、免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法 の施行が困難な患者
- ④ 視神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む)の再発予防本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は、視神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む)の患者に使用すること。」及び「抗アクアポリン4抗体陽性の患者に投与すること。」とされているので、抗アクアポリン4抗体陽性で、視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

(参考:新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和元年9月3日付け保医発0903第1号)の記の4の(6)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
(6) ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び	(6) ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び
同 HI 点滴静注 1100mg/11mL	同 HI 点滴静注 1100mg/11mL
①~③ (略)	①~③ (略)
④ 視神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む)の再	(新設)
<u>発予防</u>	
本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は、視	
神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む)の患者に	
使用すること。」及び「抗アクアポリン4抗体陽性の患者に投与	
すること。」とされているので、抗アクアポリン4抗体陽性で、	
視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合に	
<u>のみ投与すること。</u>	